

# 熊本県公報

第 1 0 8 4 6 号  
平成 14 年 6 月 10 日 ( 月 )  
( 毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行 )

## 目 次

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 告 示              |             |
| 道路の区域変更          | ( 道路維持課 ) 1 |
| 道路の供用開始          | ( " ) 2     |
| 公 告              |             |
| 土地改良事業施行の同意      | ( 農村計画課 ) 2 |
| 熊本県改良普及員資格試験の実施  | ( 経営技術課 ) 2 |
| 土地改良区役員の退任及び就任   | ( 農村計画課 ) 4 |
| 土地改良区役員の就任       | ( " ) 5     |
| "                | ( " ) 5     |
| 大規模小売店舗立地法に基づく届出 | ( 商工政策課 ) 5 |

## 告 示

熊本県告示第 478 号

道路法 ( 昭和 27 年法律第 180 号 ) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類    | 路線名          | 区域変更する区間                         | 前後 | 幅員 (メートル)        | 延長 (メートル) | 備考    |
|----------|--------------|----------------------------------|----|------------------|-----------|-------|
| 一般<br>県道 | 高 森<br>竹 田 線 | 阿蘇郡波野村大字中江字山崎<br>1741 番地先から      | 前  | 3.8<br>~<br>4.6  | 40.0      | 単 交 安 |
|          |              | 同 所 同 字<br>同 番 地 先 まで            | 後  | 3.8<br>~<br>7.6  | 40.0      |       |
| "        | "            | 阿蘇郡波野村大字中江字水尻日向<br>1696 番 2 地先から | 前  | 5.0<br>~<br>10.0 | 64.0      | "     |
|          |              | 同 所 同 字<br>同 番 地 先 まで            | 後  | 5.0<br>~<br>17.2 | 64.0      |       |
| "        | "            | 阿蘇郡波野村大字中江字水尻日向<br>1689 番地先から    | 前  | 5.0<br>~<br>7.6  | 70.0      | "     |
|          |              | 同 所 同 字<br>同 番 地 先 まで            | 後  | 6.6<br>~<br>17.0 | 70.0      |       |

### 2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 10 日

## 熊本県告示第 479 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始する区間   | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般県道  | 小島新町線 | 熊本市池上町字塘下<br>同 所 同 字<br>914 番 2 地先から<br>922 番 3 地先まで | 80.0         | 単道改 |

## 2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 10 日

## 公 告

## 熊本県公告第 471 号

松島町長松尾万二郎から平成 13 年 11 月 12 日付けで協議の松島地区（杵の河内工区）土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 14 年 5 月 31 日付けで同意した。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 472 号

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和 28 年熊本県条例第 25 号）第 2 条の規定により、平成 14 年度熊本県改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 試験の期日等

| 期 日  | 試験内容         | 場 所                              |
|--|--------------|----------------------------------|
| 平成 14 年 10 月 9 日（水）<br>午前 9 時 30 分から午後 3 時まで                             | 筆記試験         | 熊本県健康センター<br>熊本市東町 4 丁目 11 番 1 号 |
| 平成 14 年 10 月 10 日（木）<br>午前 9 時 30 分から<br>11 時 30 分まで<br>午後 1 時から午後 5 時まで | 筆記試験<br>口述試験 |                                  |

## 2 受験手続等

|          |  |
|----------|--|
| 出願書類の提出先 | 熊本県農政部経営技術課（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）<br>（郵便番号 862-8570 として記載すれば、住所の記載を省略できる。）<br>電話 096-383-1111（内線）5364<br>* 郵送の場合には、必ず簡易書留にし、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きして郵送する。                            |
| 出願書類     | 受験願書（別記第 1 号様式）<br>履歴書（別記第 2 号様式）<br>最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書<br>受験資格（2）（3）（4）（5）に該当するものにあつては、受験資格証明書（別記第 3 号様式）<br>写真及び写真票（写真は最近 6 ヶ月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽で縦 5 |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>cm、横 4cm のもの。裏面に氏名を記入のうえ、所定の写真票にはり付けて提出すること。）</p> <p>受験票（受験志願者のあて先を明記して、必ず 50 円切手をはること。）</p>   |
| 受験手数料  | <p>受験手数料として 2,700 円分の熊本県収入証紙を受験願書にはりつけて納入すること。（証紙に消印をしないこと）</p> <p>なお、熊本県収入証紙を納入できない場合は、現金 2,700 円を現金書留で送付すること。</p> <p>また、既に納入した手数料は、返還しない。</p> |
| 願書受付期間 | <p>平成 14 年 7 月 10 日（水）～ 7 月 25 日（木）</p> <p>（持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日と日曜日を除く。また、郵送の場合は、7 月 25 日（木）までの消印のあるものを有効とする。）</p>                    |

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ受けることができない。

- ( 1 ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）、都道府県立農業講習施設（学校教育法による短期大学において農業若しくは家政（生活を含む。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受験資格者とする修業年限 2 年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉淵学園（以下「鯉淵学園」という。）を卒業（大学院における修了を含む。以下この号において同じ。）した者又は試験の実施期日から起算して 1 年以内に卒業する見込みの者（鯉淵学園にあっては、農業経営科学科普及専攻または生活栄養科普及専攻の課程を修める者に限る。）
- ( 2 ) 学校教育法による短期大学、都道府県立農業講習施設（前号の都道府県立農業講習施設を除く。）、都道府県立蚕業講習所（修業年限 2 年以上のものに限る。）、都道府県立農業者研修施設（平成 12 年 3 月 15 日農林水産省告示第 378 号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件）の 3 の八に掲げるものに限る。）の養成部門、学校法人自由学園最高学部 2 年課程又は熊本県果樹園芸講習所（以下この条において「短期大学等」という。）において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が 3 年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあっては、1 年）以上に達するもの
  - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）その他これと同等以上の教育機関における農業若しくは家政に関する試験研究又は教育
  - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導
- ( 3 ) 独立行政法人農業技術研究機構農業技術研修実施規則、旧果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程、又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程による研修課程を修了した者で、研修課程修了後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上に達するもの
- ( 4 ) 短期大学等において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所の資格とする教育機関において農業若しくは家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と第 2 号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間とを合計した期間が 2 年（農業又は家政に関する正規の修業年限が 3 年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあっては、1 年）以上に達するもの
- ( 5 ) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、第 2 号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上に達するもの
- ( 6 ) 外国にある学校を卒業した者又は外国の行政機関、教育機関若しくは団体において農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育若しくは普及指導に従事した者で、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めたもの。

4 試験の方法

試験は筆記試験（択一式又は記述式及び論文式）及び口述試験を行う。

- ( 1 ) 筆記試験
  - 改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について行う。

- ア 択一式又は記述式  
 必須項目は教育概論及び農業概論とし、選択項目は次の表の項目のうちから 2 項目選択するものとする。  
 イ 論文式は、次の表の選択項目のうちから 1 項目選択するものとする。  
 この場合、択一式又は記述式の試験項目と重複して選択することができる。

| 必須項目        | 選 択 項 目                            |
|-------------|------------------------------------|
| 教育概論        | 作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 生命工学 土壌肥料 生物化学 |
| 農業概論（農業技術概論 | 食品化学及び食品加工 畜産 農業機械及び施設 農業経済 社会学 統計 |
| 農政事情 農業経営 生 | 学及び情報処理 養蚕 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計画 家庭 |
| 活経営）        | 経済 生活福祉 会計学 マーケティング論               |

- ( 2 ) 口述試験  
 社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
- 5 受験票の交付  
 出願書類資格審査後、受験資格者に対して受験票を本人あて送付する。
- 6 合格発表  
 合格者には、試験実施 1 か月以内に合格証書を交付し、熊本県公報で公示する。
- 7 試験結果の開示  
 この資格試験の結果については、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができる。
- ( 1 ) 開示請求者 熊本県改良普及員資格試験受験者  
 ( 2 ) 開示内容 総合得点、項目別得点及び口述試験結果  
 ( 3 ) 開示期間 合格発表の日から 1 か月間  
 ( 4 ) 開示場所 農政部経営技術課（県庁行政棟本館 8 階）
- 8 その他  
 試験についての不明な点は、熊本県農政部経営技術課に問い合わせること。

熊本県公告第 473 号

熊本市東西屋敷土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。  
 平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

| 役職名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 上 田 秀 雄 | 熊本市護藤町 2151 番地   |
| "   | 北 野 哲 雄 | 熊本市護藤町 2194 番地   |
| "   | 高 野 繁 範 | 熊本市護藤町 2412 番地   |
| "   | 藤 本 年 春 | 熊本市護藤町 2441 番地 1 |
| "   | 太田黒 博 行 | 熊本市護藤町 2654 番地   |
| "   | 下 田 憲 一 | 熊本市護藤町 2601 番地   |
| "   | 松 村 生   | 熊本市護藤町 3403 番地   |
| "   | 河 上 守 雄 | 熊本市美登里町 333 番地   |
| "   | 上 田 隆 親 | 熊本市美登里町 348 番地   |
| "   | 山 西 泰 幸 | 熊本市美登里町 347 番地   |
| "   | 河 上 和 憲 | 熊本市美登里町 339 番地   |
| 監 事 | 後 藤 春 義 | 熊本市護藤町 2796 番地   |
| "   | 西 田 勝 義 | 熊本市護藤町 3512 番地   |
| "   | 河 上 正 弘 | 熊本市美登里町 345 番地   |
| "   | 馬 原 広 紀 | 熊本市美登里町 282 番地   |

就 任

| 役職名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 上 田 秀 雄 | 熊本市護藤町 2151 番地   |
| "   | 北 野 哲 雄 | 熊本市護藤町 2194 番地 2 |
| "   | 高 野 繁 範 | 熊本市護藤町 2412 番地   |
| "   | 下 村 正 則 | 熊本市護藤町 2805 番地   |
| "   | 下 村 孝 司 | 熊本市護藤町 2797 番地   |

|     |         |                   |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 井 上 恵 一 | 熊本市護藤町 2640 番地    |
| "   | 井 上 続   | 熊本市護藤町 3515 番地    |
| "   | 馬 原 廣 紀 | 熊本市美登里町 282 番地    |
| "   | 上 田 隆 親 | 熊本市美登里町 348 番地    |
| "   | 牛 嶋 辰 美 | 熊本市美登里町 341 番地    |
| "   | 下 田 尚 隆 | 熊本市美登里町 273 番地    |
| 監 事 | 後 藤 春 義 | 熊本市護藤町 2796 番地    |
| "   | 中 村 國 昭 | 熊本市護藤町 3506 番地 2  |
| "   | 馬 原 正 友 | 熊本市美登里町 294 番地の 1 |
| "   | 山 西 正 憲 | 熊本市美登里町 341 番地    |

## 熊本県公告第 474 号

八代郡竜北町竜北町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 就 任

| 役職名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 西 田 正 昭 | 八代郡竜北町大字新田 681 番地 |

## 熊本県公告第 475 号

阿蘇郡阿蘇町阿蘇土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 就 任

| 役職名 | 氏 名     | 住 所                |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 本 田 二 男 | 阿蘇郡阿蘇町大字乙姫 1304 番地 |

## 熊本県公告第 476 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
あらおシティモール  
荒尾市緑ヶ丘一丁目 1-1
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時  
変更後 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 9 時から午後 10 時まで  
変更後 午前 8 時から午後 10 時まで
- 3 変更する年月日  
平成 14 年 6 月 8 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ニコニコ堂ほか 49
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
27,459 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
1,639 台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
360 台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
667 平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
633 立法メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数

5 か所

- ( 8 ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで

5 届出年月日

平成 14 年 5 月 27 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室  
平成 14 年 6 月 10 日から平成 14 年 10 月 9 日まで